

青の煌めきあおもり国スポ

七戸町実行委員会

第3回輸送交通専門委員会



青の煌めきあおもり国スポ

剣道競技会まであと **218** 日

日時 令和8年3月13日(金) 午前9時00分～
場所 七戸町総合アリーナ 研修室

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会

第3回輸送交通専門委員会

次 第

1 開会

2 議事

- 議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画の一部変更（案） P1
- 議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町輸送交通計画（案）
- 議案第3号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災業務実施計画（案） P3
- 議案第4号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町大規模災害・突発重大事案対策業務
実施計画（案） P9
- 議案第5号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町自主警備業務実施計画（案） P12
- 議案第6号 青の煌めきあおもり国スポ七戸町剣道競技会場管理運営要項（案） P16

3 その他

- (1) 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ2025」剣道競技会視察報告
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実施本部について P19

4 閉会

○参考資料

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会専門委員会規程
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会 輸送交通専門委員会 専門委員名簿
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町輸送交通基本計画
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町輸送交通業務実施要項
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備基本計画
- (6) 青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備業務実施要項

青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画の一部変更（案）

青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画の一部を別紙（年次計画（案））のように変更する。

項目	変更内容	変更理由
総務企画 財務	令和7年度の大会実施本部マニュアル作成・運用を削除する。	従事職員の業務マニュアルであることから、大会実施本部に係る項目とするため。
町民協働	令和7年度の研修会開催を削除する。	実施本部従事職員の補助業務であることから、実施本部従事者説明会で業務等の確認と併せて行うため。
宿泊	令和7年度の宿泊業務実施要項作成を削除する。	合同配宿を実施するため、要項の作成が不要と判断したため。
	令和8年度の宿泊本部設置を合同宿泊本部設置【県・町】、配宿センター【県】に変更する。	青森県の合同配宿実施方針に基づき、県及び町が合同配宿本部を、県が配宿センターを設置するため。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町開催推進総合計画 年次計画（案）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(開催年)
年前(本大会開催地)	3年前(鹿児島県)	2年前(佐賀県)	1年前(滋賀県)	青森県
主要日程	開催決定・会期決定		中央競技団体第2次正規視察	
推進組織	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 国民スポーツ大会推進室設置 実行委員会 総会 専門委員会	大会実施本部設置	大会実施本部マニュアル作成・運用
総務企画	総務企画 財務	開催推進総合計画策定 年次計画策定	基本計画進行管理 年次計画進行管理	
		◎識別用品整備要項作成 ◎遺失物・拾得物取扱要項作成 ◎保険加入要項作成	◎識別用品整備・配布 ◎遺失物・拾得物取扱実施 ◎保険加入	
	企業協賛取扱要項作成	企業協賛の推進		
	広報	広報基本計画策定	広報啓発活動の推進 実行委員会ウェブサイト開設 広報看板等設置	
		大会報告書作成方針検討	大会報告書作成方針策定	大会報告書作成
町民協働	町民協働基本計画策定	町民協働活動の推進・実施		
行幸啓			ボランティア募集 ボランティア業務計画策定 研修会開催	ボランティア配置
歓迎・おもてなし	歓迎・おもてなし基本計画策定	◎歓迎装飾実施要項作成 ◎案内所設置運営要項作成 ◎休憩所設置運営要項作成 ◎売店設置運営要項作成		◎歓迎装飾、ガイドブック等作成 ◎案内所設置 ◎休憩所設置 ◎売店設置
競技式典	競技	競技運営基本計画策定 競技別実施要項検討 競技用具整備計画推進	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成
		競技日程・組合せ表検討 競技役員等編成案の作成(調査・回答) 競技会係員・補助員編成案の作成 情報通信基本計画策定	競技日程・組合せ表決定 ※実施要項記載 競技役員等編成の決定 競技会係員・補助員編成の決定 情報通信業務実施要項作成	競技役員等の委嘱 競技会係員・補助員の委嘱 臨時通信施設架設設置
	式典	式典基本計画策定	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画策定・実施要項作成	競技会開始式・表彰式 炬火イベント実施
施設	七戸町総合アリーナ完成	七戸町総合アリーナ供用開始 施設整備基本計画策定 国スポ競技会場等設営設計図書・仕様書作成		国スポ競技会場等設営
宿泊衛生	宿泊	宿泊基本計画策定	宿泊業務実施要項作成	合同宿泊本部設置【県・町】 大会配宿実施
	医事・衛生	医事・衛生基本計画策定 ◎医療救護要項・実施マニュアル作成 ◎防疫対策要項・実施マニュアル作成 ◎食品衛生対策要項・実施マニュアル作成 ◎環境衛生対策要項・実施マニュアル作成 弁当調達要項作成・弁当調製施設選定基準策定	◎救護所設置計画策定 ◎防疫対策の推進 ◎食品衛生対策の推進 ◎環境衛生対策の推進 弁当調製施設公募・決定 弁当献立検討・決定	救護本部・救護所設置 弁当調達実施(業務委託) 弁当申込受付
輸送交通	輸送・交通	輸送交通基本計画策定 輸送交通業務実施要項作成 輸送量・駐車場調査	輸送交通計画策定	輸送・交通本部設置
	消防防災・警備	消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備業務実施要項作成	◎消防防災業務実施計画策定 ◎大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画策定 ◎自主警備業務実施計画策定 ◎会場管理運営要綱策定	消防・警備本部設置

第80回国民スポーツ大会 青の煌めきあおもり国スポ開催

青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災業務実施計画(案)

1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)競技会の開催に伴う消防防災体制及び活動要領等を定め、火災その他災害(以下「火災等」という。)の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、一般観覧者等(以下「国スポ参加者」という。)の安全を確保することを目的とする。

2 諸規程との関係

競技会場等における消防防災業務は、消防法等関係規程、競技会場等大会関係施設の防火管理者(以下「施設防火管理者」という。)が定めた消防計画によるもののほか、この計画の定めによる。

3 実施機関

七戸町が設置する実施本部(以下「実施本部」という。)は、消防、警察、町防災担当部局、医療機関、委託警備会社等(以下「消防防災関係機関」という。)及び施設防火管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

4 火気等使用予防管理

実施本部は、火災を予防し、及び災害の発生による出火を防止するため、施設防火管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の決定

喫煙所及び火気設備機器等の使用場所は、施設防火管理者と協議の上、決定する。

(2) 施設防火管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ施設防火管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置又は変更

ウ 式典等における火気の使用

エ 催物施設整備での火気の使用

オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

5 遵守事項

(1) 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

ア 喫煙は喫煙所で行うこと。

イ 電熱器、ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。

ウ 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。

エ 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備機器は確実に点検を行って安全を確認すること。

オ 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

(2) 国スポに関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

ア 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。

イ 防火扉付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。

ウ 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

6 実施期日及び実施場所

実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
青の煌めきあおもり国スポ 剣道競技会	令和8年10月17日(土) ～19日(月)	【七戸町総合アリーナ】 ・七戸町総合アリーナ敷地内及 び周辺 ・その他関係施設

7 組織及び任務

- (1) 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、「消防・警備本部」を設置し、別表第1のとおり本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。
- (2) 火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する臨時消防防災組織（別表第2）を編制する。

8 関係機関等との連携

消防・警備本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。

9 平常時における活動

消防・警備本部は、消防防災関係機関、施設防火管理者及び実施本部各係と連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を消防・警備本部に報告する。

(3) 是正・改善

消防・警備本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部及び消防防災関係機関に通報連絡を行い、是正・改善を行う。

(4) 記録

消防・警備本部は、是正又は措置の結果及び消防・警備本部が執った措置を記録する。

10 火災等発見時の措置

火災等の発生を認知又は発見した者は、消防機関へ速やかに通報するとともに、実施本部及び消防・警備本部に対して、電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

11 火災等発生時における活動

消防・警備本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び施設防火管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

ア 消防・警備本部は、火災等の情報又は発生の通報を受理した場合は、その通報内容について記録するとともに、本部員等を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。

イ 消防・警備本部は、火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等の発生の内容を把握する。

ウ 消防・警備本部は、把握した火災等の状況に応じて、救護担当係、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 消防・警備本部における措置

(ア) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、消防防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。

(イ) 火災等発生場所以外の本部員等を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制し、運用する。

(ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集及び実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。

(エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。

(オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 現場における措置

(ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。

(イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。

(ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者、目撃者等の確保に努める。

(オ) 火災等の発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められ、又はおそれがある場合は消防・警備本部への連絡を行う。

(カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関又は救護担当班の活動を支援する。

12 非常放送

火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 施設防火管理者との協議

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ施設防火管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当係に指示する。

13 避難場所

避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

14 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置

大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

15 通信連絡

消防・警備本部及び消防防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

16 教育及び訓練

実施本部は、競技会場等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、必要に応じて業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

17 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別表第1（第7条関係）

消防・警備本部編制表

編制	任務区分
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各係との連絡調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関（※1）との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用
グループリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部員・業務員の管理（教育・訓練含む） ○ その他重大な事案対応
本部員・警戒員（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の管理 ○ 自主警備・消防防災関係機関との調整 ○ 持込禁止物・禁止行為等の指定 ○ 入場管理エリアの設定 ○ IDカード等確認場所の設置 ○ 金属探知器検査・手荷物検査場所（入場口）の設置 ○ 持込禁止物一時預かり所・飲料移し替え所の設置 ○ 迷子、遺失物預かり所の設置 ○ 消防署に対する配置・配備依頼 ○ 施設防火管理者との非常放送に関する協議 ○ 実施本部各係及び自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ その他必要な業務

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、町防災担当部局、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編制される組織をいう。

※3 「本部員」とは、事務局及び町職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備業者業務員をいう。

別表第2（第7条関係）

臨時消防防災組織編制表

対策本部長	
対策副本部長	
班編制	業務内容
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等情報分析、被害予測 ○ 被害状況、応急措置等の記録 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各係との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集 ○ 会場施設の被災状況に関する情報収集 ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の初期消火等 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 被害拡大防止 ○ 現場における来場者等の雑踏整理 ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集 ○ 各施設等の保安全管理
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救護 ○ 負傷者の搬送
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援業務 ○ その他特命事項の処理

**青の煌めきあおもり国スポ
七戸町大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画(案)**

1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）競技会の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における七戸町が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督、役員、一般観覧者等（以下「国スポ参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

2 定義

この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等突発事案であつて、死傷者等を伴い、社会的反響の大きい事案、又は死傷者等を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想され、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

3 実施期日及び実施場所

実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
青の煌めきあおもり国スポ 剣道競技会	令和8年10月17日（土） ～19日（月）	【七戸町総合アリーナ】 ・七戸町総合アリーナ敷地内及び周辺 ・ その他関係施設

4 警戒措置

消防・警備本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各係と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止、機器等の運転の安全確認
- (7) 医薬品、医療器具等の確保準備
- (8) 町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）及び消防、警察、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (9) その他必要な警戒措置

5 大規模災害等発生時の措置

実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 国スポ参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策、会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関及び県・関係市町村災害対策本部等との密接な連携及び情報交換
- (9) 通信手段の確保及び災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

6 特別緊急災害対策本部の設置

- (1) 実施本部長は、大規模災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別表のとおり特別緊急災害対策本部（以下「特別緊急本部」という。）を編制する。
- (2) 特別緊急本部設置時の通信体制は、別に定める。

7 防災関係機関との連携

特別緊急本部は、大規模災害等の一時的な応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、協力体制を確立する。

8 避難場所

避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

9 教育及び訓練

実施本部は、大規模災害等発生時における円滑な諸活動の実施に備え、関係する実施本部員に対し、必要に応じて教育及び訓練を実施する。

10 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

別表（第6条関係）

特別緊急災害対策本部編制表

対策本部長	
対策副本部長	
班編制	業務内容
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等情報分析、被害予測 ○ 被害状況、応急措置等の記録 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各係との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集 ○ 会場施設の被災状況に関する情報収集 ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の初期消火等 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 被害拡大防止 ○ 現場における来場者等の雑踏整理 ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集 ○ 各施設等の保安全管理
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救護 ○ 負傷者の搬送
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援業務 ○ その他特命事項の処理

青の煌めきあおもり国スポ七戸町自主警備業務実施計画(案)

1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）競技会の開催に伴う自主警備体制及び自主警備活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の收拾を図り、選手・監督、役員、一般観覧者等（以下「国スポ参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

2 実施機関

七戸町が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、町防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

3 実施期日及び実施場所

実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
青の煌めきあおもり国スポ 剣道競技会	令和8年10月17（土） ～19日（月）	【七戸町総合アリーナ】 ・七戸町総合アリーナ敷地内及 び周辺 ・その他関係施設

4 組織及び任務

実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各係の職員等で構成する「消防・警備本部」を設置する。また別表のとおり編制し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

5 関係機関との連携

消防・警備本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

6 平常時における活動

消防・警備本部は、自主警備関係機関及び実施本部各係と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 事前警戒・警備

仮設物の転倒、損壊等の点検・警戒、不審者の会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のための警戒・警備

(2) 交通誘導整理

ア 国スポ関係車両に対する指定駐車場までの案内・誘導

イ 駐車許可証不携帯車両に対する事実確認及び再発行

ウ 国スポ車両専用駐車場への一般車両の進入防止及び通行規制場所における迂回路の指示

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる駐車車両発見時における運転手に対する移動要

- 請並びに要請に応じない場合及び運転手不在の場合の警察官への車両排除要請
- オ 会場直近の交差点等における歩行者の安全確保を目的とした交通誘導整理
- (3) 会場内外通行管理
- ア 来場者種別に応じた動線案内・通行誘導
- イ 国スポ参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知及び迂回路の教示
- ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両、人員の確認及び歩行者との接触事故を防止するための通路の確保
- エ IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）のレベルに応じた通行適否の確認及び区分に応じた入場者の整理
- (4) 雑踏警備
- ア 輸送バス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導
- イ 階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所における警戒及び資器材を活用した注意喚起
- ウ 各入場口、手荷物検査所等、群衆密度が高くなる場所における警戒及び所要時間の告知による焦燥感の軽減
- エ 駆け足、転倒、通路上での立ち止まり等、危険要因排除のための案内、広報及び誘導
- オ 競技会終了後における駆け足や押し合い等による転倒等の事故防止のための危険場所における警戒及び動線別の案内、誘導
- カ 来場者が過密となり事故等の発生のおそれがある場合に来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置による来場者の圧力緩和
- (5) 会場入退場者管理
- ア IDカード等確認場所におけるIDカード等の所持の確認と不所持者の排除
- イ 手荷物検査所における入場整理、広報及び妨害行為企図者等に対する警戒並びに持込禁止物の発見
- ウ 途中退場者に対する手荷物再検査の告知及び再入場時における再検査の徹底
- エ 会場内及び各入場口におけるIDカード等の確認と不正入場者の発見、排除
- オ 入退場者数の時間毎の確認と会場内来会者数の管理
- (6) 不審者、不審物件等に対する警戒
- ア 巡視活動等による不審者、不審物件に対する警戒及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
- イ 妨害行為企図者等に関する情報収集及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
- (7) その他
- その他必要な自主警備業務

7 事件・事故発生時における活動

消防・警備本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

- (1) 通報連絡
- ア 事案等の発生を認知又は発見した警戒員は、事実確認に努めるとともに、消防・警備本部へ概要を通報する。
- イ 通報を受けた消防・警備本部は、当該事案等の事実確認、状況把握に努めるとともに、自主警備関係機関に通報、連絡を行う。
- (2) 初期対応
- ア 消防・警備本部における措置
- (ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な

指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援や周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧と収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大の見通しや社会的反響等を総合的に判断し、実施本部及び自主警備関係機関との連絡を図り、事案等の早期鎮圧と収拾に必要な措置を講じる。

イ 現場における措置

(ア) 国スポ参加者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な限り事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 本部員及び警戒員は、事案等発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められる場合は消防・警備本部への連絡を行う。

(オ) 現場に通じる緊急車両通行路の確保に努め、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

8 爆破等予告に対する対応

消防・警備本部は、爆破等の予告及び情報を入手した場合は、自主警備関係機関に速報するとともに、協力して不審者及び不審物件の発見に努める。この際、国スポ参加者の混乱等防止に配慮する。

9 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策

大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

10 通信連絡

消防・警備本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

11 地形、地物等の把握

消防・警備本部は、効果的な警戒・警備活動及び迅速な現場急行が出来るよう、実地踏査により、会場内外の通路、既存施設、構造、非常口、避難場所等の把握に努めるとともに、通常時における仮設物の設置状況等の実態把握にも努める。

12 教育及び訓練

実施本部は、競技会等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、必要に応じて業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

13 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別表（第5条関係）

消防・警備本部編制表

編制	任務区分
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各係との連絡調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関（※1）との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用
グループリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長・業務員の管理（教育・訓練含む） ○ その他重大な事案対応
本部員・警戒員（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の管理 ○ 自主警備・消防防災関係機関との調整 ○ 持込禁止物・禁止行為等の指定 ○ 入場管理エリアの設定 ○ IDカード等確認場所の設置 ○ 金属探知器検査・手荷物検査場所（入場口）の設置 ○ 持込禁止物一時預かり所・飲料移し替え所の設置 ○ 迷子、遺失物預かり所の設置 ○ 消防署に対する配置・配備依頼 ○ 施設防火管理者との非常放送に関する協議 ○ 実施本部各係及び自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ その他必要な業務

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、町防災担当部局、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編制される組織をいう。

※3 「本部員」とは、事務局及び町職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備業者業務員をいう。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町剣道競技会場管理運営要項(案)

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」の七戸町剣道競技会場（以下「剣道競技会場」という。）における会場秩序の保持及び円滑な管理運営を図るため、剣道競技会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

2 定義

この要項における剣道競技会場とは、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場、練習会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。）をいう。

3 管理運営者

この要項に基づく剣道競技会場の管理運営者は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

4 業務の処理

この要項に基づく業務の処理は青の煌めきあおもり国スポ七戸町実施本部係員及び事務局（以下「職員」という。）が行う。

5 持込禁止物

入場者等は、剣道競技会場に次に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガンその他の銃器及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーンその他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライトその他の剣道競技会運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコンその他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプターその他の遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- (11) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

6 前項各号に掲げる物のほか、第9項第2号の入場制限を実施する場合、次の各号に掲げる物を持ち込んではない。該当する物は預かり所にて一時預かることとする。ただし、

会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) 水筒、ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類(スプレー缶を含む。)、凍結物その他の投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカーその他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

7 禁止行為

入場者等は剣道競技会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする
- こと。
- (9) 実行委員会が発行する駐車許可証の掲示が必要な場所において、掲示することなく自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
- (11) たき火、電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること。
- (12) テント、小屋掛けその他工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること。
- (16) 本人名義以外のIDカード等を使用して入場管理エリアに入る目的でIDカード等を所持し、または入場しようとする
- こと。
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (18) 剣道競技会場の上空において、ドローン等を飛行させること。
- (19) その他剣道競技会場における秩序の保持と競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (20) 式典を行う会場内で傘を使用すること。
- (21) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
- (22) 退場が規制されている時間に当該規制の対象の場所から許可なく退場すること。

8 その他の遵守事項

入場者等は、剣道競技会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカード等を所持する者は、IDカード等を明確に見える場所に着用し、職員又は実行委員会の委託した者から提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳又はパスポート等写真付きの身分証明書その他の本人であることを確認できるものを携帯し、職員又は実行委員会の委託した

者から提示を求められたときは、これに応じること。

(3) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

(4) 職員又は実行委員会の委託した者が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること。

(5) 指定された場所において観覧し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

9 入場の制限等

(1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、剣道競技会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(2) 会長は、競技会の安全な運営のために必要と認められるときは、剣道競技会場への入場制限を実施することができる。

10 その他

この要項に定めるもののほか、剣道競技会場の管理運営について必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実施本部について

1 概要

令和８年度、４９年ぶりに青森県で開催される「第８０回国民スポーツ大会」では、１０月１７日（土）から１０月１９日（月）までの３日間、七戸町総合アリーナで「剣道競技会」が行われる。

庁内が一丸となり競技会の運営を円滑に行うため、競技会場の運営に携わる競技会係員（町職員）で組織する「青の煌めきあおもり国スポ七戸町実施本部」を設置する。

2 実施本部

（１）所掌事務

- ・ 競技会係員（競技会場の運営に係る業務）
- ・ 競技役員等の種類、業務及び構成

役職名	業務内容	構成
大会役員	国スポ全体に係る役員であり、競技会とは直接関わらない。	日本スポーツ協会役員、文部科学省、地元選出国會議員、県議會議員等
競技会役員	会長をはじめとする顧問・参与などの役員で実務はない。	町長、全日本剣道連盟役員、青森県剣道連盟役員、町議會議員等
競技役員	競技の審判など直接競技会（試合等）の運営に携わる。	全日本剣道連盟、青森県剣道連盟
競技補助員	競技役員補助として競技会（試合等）の運営に携わる。	当該競技関係者（※高校生）
競技会係員	受付案内・会場整理・駐車場など競技会場の運営に主体的に携わる。	町職員
競技会補助員	競技会係員補助として競技会場の運営に携わる。	運営ボランティア

（２）組織

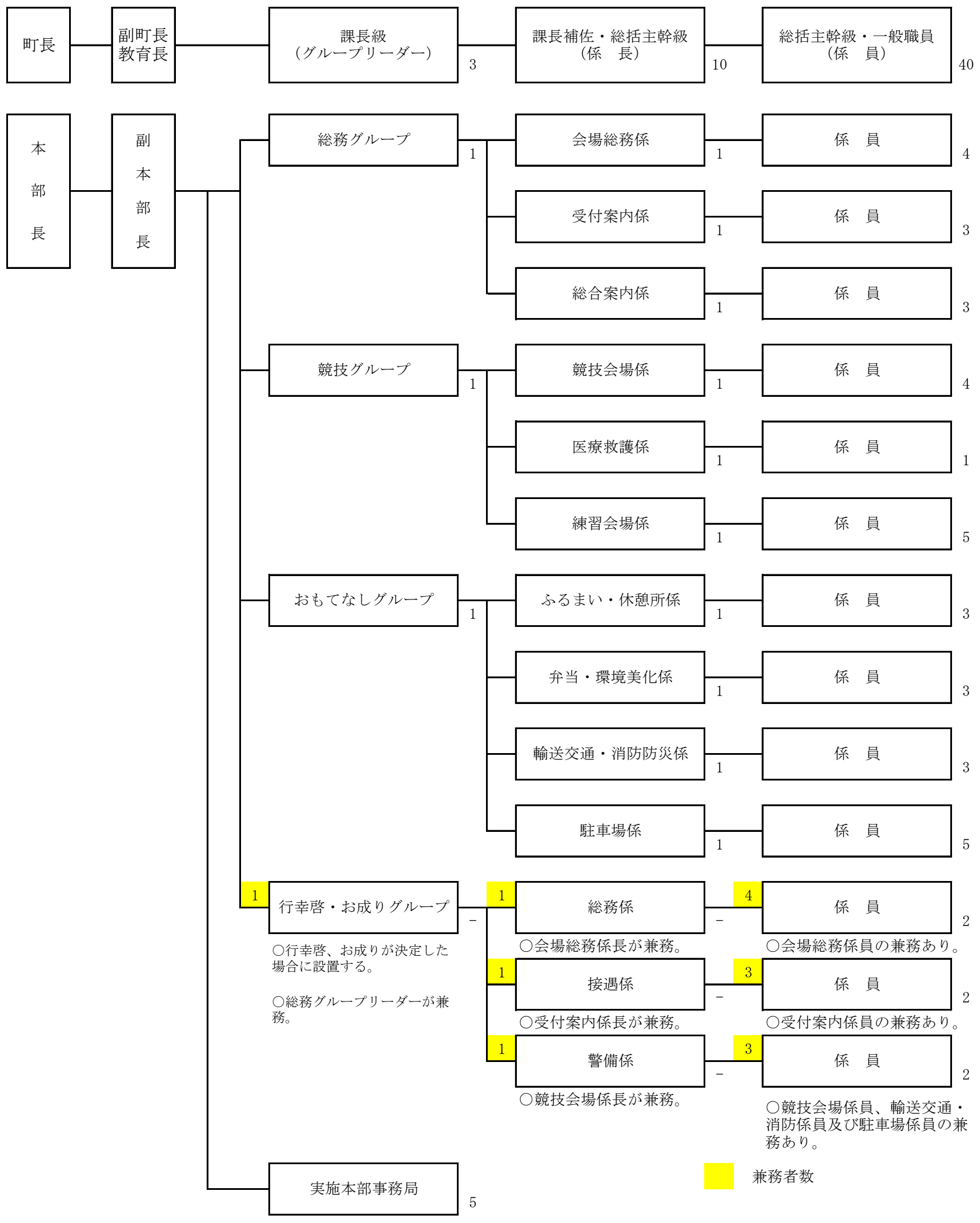
- ・ 町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とする。
- ・ 業務に主体的に携わるため、本部長及び副本部長の下に分類したグループを設置し、グループリーダー、係長及び係員を配置する。

（３）従事期間

令和８年１０月１７日（土）～１０月１９日（月）の３日間
（練習会場係等は、１５日（木）、１６日（金）の従事あり）

七戸町実施本部動員配置図(案)

従事者
合計 53名



■ 兼務者数

青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会

(七戸町教育委員会 国民スポーツ大会推進室内)

〒039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸 31 番地 2

七戸町役場 七戸庁舎

電話：0176-58-6318 (直通)

FAX：0176-62-6256

E-mail：2026kokusupo01@town.shichinohe.lg.jp